報道機関　各位

佐用町
Sayo Town

国民健康保険税の課税誤りについて

令和 8 年 11 月 20 日
佐用町住民課
担当：福岡
0790-82-0660
nenkinhoken@town.sayo.lg.jp

このたび、国民健康保険税の課税事務において、算定の誤りによって、221 件、合計 79,200 円の課税誤りがあったことが判明しました。関係者の皆様に、多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1. 事案の概要

令和 8 年 11 月 12 日、内部点検により令和 8 年度分の国民健康保険税　子ども・子育て支援金分に、課税システムへの入力誤りによって、軽減措置の誤りがあることが判明しました。

2. 対象件数及び影響額

対象税目	国民健康保険税
対象年度	令和８年度
対象件数	221 件
過大課税となった件数・金額	218 件　78,100 円
過少課税となった件数・金額	3 件　1,100 円
1 件当たりの影響額	最少 100 円から最多 500 円

3. 今後の対応

町ホームページで公表します。対象となる方には、個別に文書でお知らせし、関係法令に基づき、還付等、適切に対応します。

4. 再発防止策

今回の事案を重く受け止め、次の再発防止策を講じます。

・課税処理における確認手順及びチェックリストの見直し
・複数職員による審査と点検体制の徹底
・課税システムの設定及び計算結果の検証強化
・担当職員における制度や事務フローの再確認

5. その他

還付金詐欺にご注意ください。
町職員が ATM の操作を求めたり、キャッシュカードを預かったりすることはありません。